

令和4年第6回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和4年5月25日

朝霞市農業委員会

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第6回朝霞市農業委員会総会	
開 催 日 時	令和4年5月25日（水） 午後3時00分から 午後3時35分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所別館5階 大会議室（手前）	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	令和4年第6回朝霞市農業委員会議事日程	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 2人	

令和4年第6回朝霞市農業委員会総会

令和4年5月25日(水)
午後3時00分から
午後3時35分まで
市役所別館5階 大会議室(手前)

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

6番 高野 正芳委員 7番 渋谷 昇委員

3 提出議案

議案第16号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第17号 農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可申請承認について

議案第18号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について

議案第19号 農用地利用集積計画の決定について

4 諸報告

(1) 報告第5号 会長専決について

(2) その他報告

5 協議事項

(1) 次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（19人）

会	長	高橋	隆
会	長 代	理	秋山 磨弥
委	員	橋本	弘明
委	員	栗原	昌章
委	員	石原	実
委	員	富岡	勇一
委	員	高野	正芳
委	員	渋谷	昇
委	員	金子	靖彦
委	員	渡邊	忠
委	員	高麗	俊一
委	員	高橋	秀明
委	員	千田	理恵子
委	員	須田	哲也
委	員	蕪木	勝美
委	員	高野	政江
委	員	浅川	秀雄
委	員	小寺	昌
委	員	高橋	吉久

欠席委員（1人）

委	員	野島	一
---	---	----	---

事務局

事	務	局	事務局長	星加	敏昭
事	務	局	局次長	増田	高志
事	務	局	主査	渡邊	誠
事	務	局	主事補	太江	碧海

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・星加事務局長

皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、これから、令和4年第6回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会に当たり、会長からごあいさつ申し上げます。

会長、お願いいたします。

○高橋会長

皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中、第6回農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。

昨今、埼玉県の新規コロナウイルスの感染者の減少スピードが遅くなっています。それと同時に、経済の回復も遅れていますが、耐えていかなければなりません。また、気温が上昇してきていることもあり、熱中症には十分お気をつけてください。

それでは、早速ですが本日の提出議案が4議案ほどございますので、御審議の方よろしくお願いいたします。

○事務局・星加事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を、会長よろしくお願いいたします。

○高橋会長

本日の出席委員は、20人中19人でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

◎議事録署名委員の指名について

○高橋会長

初めに、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。

6番、高野正芳委員と7番、渋谷昇委員のお二人にお願いいたします。

◎議案第16号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

○高橋会長

よろしければ早速、議事に入らせていただきます。

議案第16号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局議案の朗読をお願いいたします。

○事務局・

それでは1ページを御覧ください。

議案第16号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

令和4年5月25日提出。

番号1

土地の所在地、登録地目、現況地目、登記面積の順に上から申し上げます。大字宮戸■■■■■
■、田、畑、560平方メートル。大字宮戸■■■■■■■■■、田、畑、525平方メートル。譲受人、
和光市下新倉■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■。譲渡人、宮戸■■■■■■■■■■■■■■■■■■■。譲受理
由、経営規模拡大。譲渡理由、経営規模縮小。譲受人耕作面積、5,395平方メートル。家族数、
6人、うち耕作者数3人。調査説明委員、須田哲也委員。

埼玉県朝霞市農業委員会会長、高橋隆。

以上です。

○高橋会長

それでは、議案第16号につきまして、須田哲也委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○須田委員

農地法第3条の規定による許可申請の調査は5月16日に行って来ました。

土地の所有地、地目、面積、申請者の住所・氏名、申請理由などは、事務局の朗読のとおりです。

申請に際しては、農地法第3条第2項各号に、農地の権利移動の制限が定められており、当該規定の制限に申請地並びに譲り受け人が該当するか否かについて申し上げます。

初めに、農地法第3条第2項第1号に規定されております、農地を取得しようとする者またはその世帯員等が、今回の申請地を取得後に全ての農地を効率的に耕作できると認められるかどうかですが、譲り受け人は現在も所有する農地は全て耕作されており、問題はないと考えます。

次に、同項第4号に規定されている、譲り受け人又はその世帯員等が取得後において行う、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが認められるかどうかですが、譲り受け人の世帯は年間のほとんどを農業に従事しており、また、和光市農業委員会に譲り受け人の農業経営状況を調査した結果、年間200日以上農業に従事していることが確認できます。

次に、同項第5号に規定されている、譲り受け人又はその世帯員等が50a以上耕作しているかどうかの下限面積要件につきましては、譲り受け人の世帯は現在約54aを耕作しており、今回購入するところを含めると約65aとなり、法に規定されております下限面積以上の農地を耕作しておりま

場。 農地区分、2種。調査説明委員、須田哲也委員。

埼玉県朝霞市農業委員会会長、高橋隆。

以上でございます。

○高橋会長

それでは、議案第17号1番につきまして、金子靖彦委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○金子委員

農地法第4条の規定による許可申請の調査は5月21日に行って来ました。

土地の所在地・地目・面積、申請者の住所・氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりです。申請地は、宅地化の状況が住宅や事業の施設等が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の区域にあることから、農地法施行規則第46条に該当し、農地区分は第2種農地に当たると判断いたします。

工事計画は、令和4年8月1日から8月31日までで行い、永久転用とのことです。

なお、転用理由として、借主である事業者が市内上内間木に駐車場と資材置場を間借りしていますが、返還するように言われているため、代替地を急いで探しております。現在の車両と資材が置ける広さで、本社からの距離も近い土地を借りたいと要望があったとのことです。申請者は土地を工事した後駐車場として貸すため、今回の許可申請に至ったとのことです。

農地法第4条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、第2種農地の許可基準である代替性の検討については、現在借りているところよりも本社から距離が近く、利便性の良いところを選定したとのことにより、問題ないと考えます。

転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る造成費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書により確認できます。

計画面積が適当か否かについては、車両7台と資材を置くことと予定しており、必要な面積が申請されていることから、適当であるものと考えます。

被害防除が適当か否かにつきましては、申請地は砂利敷きで使用し、敷地境界線に沿ってコンクリートブロック積にするとのことであり、被害防除は適当であると考えます。

申請地の位置ですが、5、6ページをお開きください。

朝霞駅東口交差点から県道112号和光志木線を岡方面に進み、城山通りと交差する東円寺前交差点を過ぎ、坂を下り、第二中学校そばにあるセブンイレブン朝霞市博物館前店の手前を右折、道なりに約230メートル進み、十字路を左折、さらに約60メートル進んだ右側が今回の申請地です。第二中学校のテニスコートの裏手に当たります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

議案第17号1番につきまして、何か御質問ございますか。

○千田委員

金子委員の方から施設の説明で車7台と資材置場となっているが記載の方では資材置場という記入がないのですが。

○事務局

提出されている計画図の方にも車7台の他に資材置場と記載されていて、そちらも17号の表の方に資材置場があるという意味です。

○高橋会長

ほかに質問ございますか。

(なし、の声)

御質問がほかにないということですので、お諮りいたします。

本件を許可相当とすることに、御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないということですので、議案第17号1番につきましては、許可相当とすることになりました。

次に、議案第17号の2番につきまして、須田哲也委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○須田委員

農地法第4条の規定による許可申請の調査は5月16日に行って来ました。

土地の所在地・地目・面積、申請者の住所・氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりで、申請地は内間木支所からおおむね350mに位置することから、農地法施行規則第45条第2号に該当し、農地区分は第2種農地に当たると判断いたします。

申請人は令和3年4月に農家としての父の土地を相続しましたが、これまで会社員として働いていたため、上手く耕作できず休耕地となっておりました。そこに丁度、車両置場及び資材置き場として借りたいとの申出があり、今回の申請に至ったとのことでした。

農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、第2種農地の許可基準である代替性の検討については、現在利用している2か所の駐車場から近いところを選定したとのことにより、問題ないと考えます。

転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも転用目的は適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る造成費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書や残高証明書により確認できることから、目的の実現は確実なものと考えます。

計画面積が適当か否かについては、現在の2カ所の車両置場での面積不足状況、申請地を加えた3カ所の車両置場の利用計画状況を確認し、適当であるものと考えます。

被害防除が適当か否かについては、隣接する土地とは、敷地境界線に沿ってコンクリートブロック

たします。

なお、申請者は、事務局から説明があったとおり、現在、川越市の賃貸住宅に住んでおります。家財道具が手狭となってきたため、朝霞市内の実家に近い市街化区域で分譲地や建売住宅を探しましたが、条件に合う場所を見つけられませんでした。家族で相談した結果、父の土地を借りて、住宅を建築することとなり、今回の申請に至ったとの事です。

農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、第2種農地の許可基準である代替性の検討については、住宅としての広さを持つ土地であることや、持病がある両親の看病、介護ができることから、なるべく実家に近いところを選定したとのことであり、問題ないと考えます。

転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された理由書からも転用目的の変更は適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る造成費用及び建築費は、申請書に添付されております資金調達計画書や残高証明書により確認できることから、目的の実現は確実なものと考えます。

計画面積が適当か否かについては、住宅として必要な面積が申請されており、適当であるものと考えます。

被害防除が適当か否かについては、隣接する土地とは、敷地境界線に沿ってコンクリートブロックや縁石を設置し、雨水は全て宅内処理であることから、被害防除は適当であると考えます。

申請地の位置ですが、10ページをお開きください。

内間木支所の信号を朝霞第五中学校方面へ行き、朝霞第五中学校の入口にある手押し信号の手前右側が申請地になります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、本件につきまして、何か御質問ございますか。

(なし、の声)

別に御質問がないようですので、お諮りいたします。

本件を許可相当とすることに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないということですので、議案第18号につきましては、許可相当と決しました。

◎議案第19号 農用地利用集積計画の決定について

次に、議案第19号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○事務局

それでは12ページを御覧ください。

議案第19号 農用地利用集積計画の決定について

令和4年5月25日提出。

番号1

利用権の設定を受ける者、浜崎■■■■■■■■■■、■■■■■■。利用権を設定する者、浜崎■■■■■■■■■■、■■■■■■。利用権を設定する土地、土地の所在地、大字浜崎■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記面積、427平方メートル。新規、更新の別、新規。設定する利用権、存続期間、開始年月日、令和4年6月1日。終了年月日、令和9年5月31日。賃借料、0円。作物、水稲、人参、枝豆、ほうれん草。権利の種類、解除条件付き使用貸借権設定。調査説明委員、小寺昌委員。

埼玉県朝霞市農業委員会会長、高橋隆。

以上でございます。

○高橋会長

それでは、議案第19号につきまして、小寺昌委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○小寺委員

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に関する

調査は、5月18日に行って来ました。

申出者の住所・氏名、利用権を設定する土地の所在地、地目、面積、設定する利用権などは、事務局の朗読のとおりです。

申請に際しては、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に利用集積を受ける際の要件が定められており、利用権の設定を受ける者が当該要件を満たすか否かについて申し上げます。

初めに、利用権の設定を受ける者がすべての農地を効率的に利用すると認められるか否かですが、■■■さんは所有する農地は全て耕作されており、不耕作地はございません。

次に、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるか否かですが、■■■さんは年間のほとんどを農業に従事していることが確認できます。

次に、農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められるか否かですが、■■■さんは、既に精力的に農業を営んでおり、問題はないと考えます。

次に、農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるか否かについては、■■■さんの世帯は青壮年の農業従事者がいるため、問題はないものと考えます。

申請地の位置ですが、14ページをお開きください。

和光志木線を岡の方から志木方面に向かい、岡橋を渡り、すぐに右折し、その次の二又に別れる道を右折し、はあとびあ朝霞市総合福祉センターを通過し、その次の五差路を右折し、朝霞市社会福祉協議会の駐車場の隣の隣のところにあります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

議案第19号につきまして、何か御質問ございますか。

(なし、の声)

御質問がないということですので、お諮りいたします。

本件を決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないということですので、議案第19号につきましては、決することになりました。

◎諸報告

○高橋会長

次に、諸報告を行います。

報告第5号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しておりますので後ほど御覧いただければと思います。

◎協議事項

○高橋会長

次に、協議事項に移ります。

今回の農業委員会総会の日程についてですが、6月27日月曜日、午後3時からです。場所は、朝霞市役所別館2階の第一委員会室となります。

◎閉会

○高橋会長

本日の日程は、これで全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年第6回農業委員会総会を終了いたします。

ありがとうございました。

上記議案の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

6番委員 高野 正 芳

7番委員 渋谷 昇

令和4年5月25日

議 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印